

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
申立期間については、A 市役所の職員からの勧めで昭和 50 年 9 月に国民年金に任意加入し、翌年の 51 年 1 月から国民年金保険料の納付を開始した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所の職員の勧めで昭和 50 年 9 月に国民年金に任意加入し、51 年 1 月から申立期間を含め国民年金保険料を A 市役所で納付したとしているところ、社会保険庁の納付記録によれば 51 年 1 月に納付が開始されて以降、申立期間の前後の期間は保険料が納付されており、当時、A 市役所では保険料を収納していたことが確認できることから、その主張に不自然さはみられない。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、A 市役所の国民年金検認記録台帳によると、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間、51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を 53 年 12 月 11 日に過年度納付によりさかのぼって納付された記録があり、その直後の申立期間を未納のままとするのは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は大手企業に継続して勤務しており、申立期間の保険料を未納とする経済事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2006

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から同年12月まで

昭和36年の国民年金制度開始時にA県B市役所で加入手続をして以来、理容店を営みながら欠かさずに国民年金保険料を納付していたはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、B市役所へ行って保険料を納付し、領収が確認できるものとして検認印の押された国民年金手帳を受け取ったという具体的な記憶があり、その主張に不自然さはみられない。

また、申立期間は5か月間と短期間であり、申立人の保険料納付記録は申立期間の前後は納付済みとなっている上、申立人が申立期間当時経営していた理容店は使用人を何人も雇っていて経営は順調だったとしており、保険料納付を阻害するような経済的要因もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月及び同年9月並びに同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和50年1月から同年12月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで
④ 昭和55年10月から56年3月まで
⑤ 昭和57年10月から58年3月まで
⑥ 昭和58年7月から59年3月まで
⑦ 昭和59年8月及び同年9月
⑧ 昭和59年11月

国民年金に加入してから国民年金保険料を未納なく納付してきたはずなのに、納付記録を照会したところ虫食いのように未納となっている期間があった。申立期間については、いずれも近所の銀行、郵便局などで定期的に納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑦及び⑧については、申立人が当時在住していたA区で申立期間⑦及び⑧の直前の昭和59年5月10日現在で作成された年度別納付状況リストにより、当時の申立人の国民年金保険料の納付方法が3か月ごとの口座振替による納付であったことが確認できる上、A区によれば、振替口座の残高不足により3か月分の口座振替が行えなかった場合でも、口座残高の範囲内で1か月分又は2か月分の保険料のみを口座振替することはできなかったとのことであり、2か月の申立期間⑦及び1か月の申立期間⑧が未納となっていることは不合理である。

また、当時のA区の口座振替以外による国民年金保険料の納付方法は

3 か月ごとの4半期単位の納付書によるものであり、残高不足により口座振替できず、後日、納付書で納付した場合でも2か月の申立期間⑦及び1か月の申立期間⑧を未納のままとするのは不自然である。

2 申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、申立人は、国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶が無く、申立期間当時の納付状況が不明である。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人とその元夫がB市に在住していた申立期間①、②、③及び④については、申立人の元夫の同期間前後の国民年金保険料の納付記録が、申立人の納付記録とおおむね一致することから、申立人と一緒に保険料を納付していたと推認されるどころ、元夫の同期間はいずれも未納となっている。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月及び同年9月並びに同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月

申立期間は、私の国民年金への加入手続と妻の国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への資格変更手続を同時に行い、保険料については、妻が夫婦二人分を平成 11 年 3 月に一緒に納付しており、妻の資格変更及び保険料納付の記録があるのに、私のみが国民年金に未加入及び保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 6 月に会社を退職し、次の就職までの期間について、国民年金が未納にならないようにとの思いから、市役所で申立人の妻の国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への資格変更手続と合わせて国民年金の加入手続を行い、保険料については、11 年 3 月に妻が夫婦二人分を一緒に納付したとしているところ、妻は、国民年金の資格変更手続がなされた上、保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ加入手続が行われず、保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、申立期間と同様の厚生年金保険から国民年金への切替時となる平成 14 年 7 月に、被保険者資格の変更手続を適切に行っている。

さらに、申立人は、申立期間の前後には食料関係の商社に勤務し、経済的に安定していたと考えられ、保険料を未納とする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から46年3月まで

昭和39年11月にA区からB区の借家へ転居したのを契機に、B区役所C出張所で夫婦の国民年金加入手続をし、保険料を納付し始めた。初めは自宅に来た徴収員に保険料を納付し、43年6月にD市へ転居した後は、近くの市役所窓口で納付した。申立期間が未納又は申請免除とされていることは納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年11月にA区からB区へ転居したのを契機に国民年金に加入し、B区在住時は、黒い鞆を持った痩せた同区の徴収員に国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同区に在住した40年8月ころに払い出されており、かつ、同区では45年まで国民年金保険料の徴収員による集金が行われていたことが確認できることから、申立人の申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたと主張するところ、申立人の妻は、申立期間は納付済みであり、申立人のみが未納であるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間中の国民年金保険料はすべて納付済みであり、特に昭和48年12月から平成2年6月までの期間は付加保険料も納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれる。

加えて、申立期間当時、申立人は、E区F地で父親から委譲された料理店を経営し十分な資力を有していたと推察されるにもかかわらず、納付記

録が 77 か月も未納となっており、とりわけ、そのうちの 12 か月は申請免除となっていることは不自然であり、行政上の記録管理に瑕疵があった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から同年10月まで

出産のため昭和49年7月31日にA社を退職した。退職した日の翌日の同年8月1日に夫が国民年金の任意加入手続を行い、義父が保険料を納付したのに、国民年金の加入年月日が49年11月5日となっており、49年8月から同年10月までの3か月間が未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した翌日の昭和49年8月1日に、申立人の夫がB市役所で国民年金の任意加入手続をしたとしているところ、申立人の国民年金手帳には国民年金の資格取得日が同年8月1日と記載されていることから、この日に加入手続を行ったと推認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の義父は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から申立期間を含め保険料をすべて納付していることから、年金に関する意識の高さがうかがわれ、申立人が資格取得した直後の49年8月からの保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月及び同年 3 月

昭和 42 年に母親が国民年金の加入手続を行い、その際に 20 歳の時にさかのぼって国民年金保険料を納付したと母親から聞いた記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年に申立人の母親が国民年金の加入手続を行うとともに 20 歳の時にさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 42 年 8 月 25 日ころ払い出されており、申立人が所持している納付書・領収証書により、同年 9 月 20 日に 42 年 2 月及び同年 3 月分を過年度納付していることが確認できることから、この時点で過年度納付が可能で、かつ、2 か月と短期間である申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる上、当時の申立人の生活状況から申立期間の保険料を納付できないような特別の事情は見当たらない。

さらに、申立期間直後の昭和 41 年 4 月から 42 年 1 月までは、社会保険庁の記録では納付済みとなっているが、A 市の被保険者名簿では未納となっており、行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2016

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月及び同年 9 月

昭和 46 年 7 月に A 社を退職し、同年 8 月に B 町役場で国民年金の加入手続と一緒に同年 8 月の保険料を納付した。同年 9 月の保険料については、納付組合の者が集金に来ており、その者に支払ったと記憶していることから、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 8 月に B 町役場で国民年金の加入手続を行うとともに、その場で同年 8 月の国民年金保険料を納付し、同年 9 月の保険料を納付組合の集金人に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、46 年 8 月ころ払い出されていること、申立期間当時、B 町では納付組合が存在し、国民年金保険料を集金していたことが確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、平成 20 年 4 月に申立人が国民年金保険料の領収証を持参したことにより、昭和 48 年 9 月分の納付記録が未納から納付済みに記録訂正されており、社会保険庁の記録管理に不備が認められる。

さらに、申立人は、申立期間及び未加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる上、2 か月間と短期間である申立期間について納付できない事情は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2018

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月から40年1月まで

昭和38年に20歳になったので、A区で実家の母親に国民年金に加入してもらった。前年の37年に父親が亡くなったことや自分が病気療養中だったこともあり、国民年金保険料を納めるのは経済的に難しかったので、母親に保険料の免除申請をしてもらったことを覚えている。当時、私と同様に母親に免除申請の手続きを取ってもらった兄は免除の記録があるのに私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続きを行い、申立人及び申立人の兄の国民年金保険料の免除申請手続きを行ったとしているところ、兄の申立期間は保険料の免除期間となっている上、申立人の兄は、その母親が申立人の保険料の免除申請手続きを行ったこと、申立人の国民年金手帳に免除のスタンプが押されていたことを記憶していることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の父親が他界して国民年金保険料を納付することが困難な経済状況にあったとしており、申立人も申請すれば保険料の免除が可能であったと推認され、申立人の母親がその兄の保険料免除申請を行いながら申立人の免除申請手続きを行わなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2020

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

昭和44年8月に母親が国民年金の加入手続を行い、同年12月に前夫と結婚した時に国民年金手帳を渡された。前夫は中華料理店を営んでいて、前夫が保険料を納付していた。申立期間当時、営業を休んだ記憶も無く必ず納付をしていたはずである。結婚期間中のほかの期間はすべて納付済みであるにもかかわらず、この3か月のみ未納であるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、昭和44年8月に国民年金に加入し、国民年金加入期間中は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みであり、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間前の昭和48年4月から49年6月までの期間は、おおむね納付期限内に納付している上、申立期間当時、その夫は中華料理店を経営しており、長期休業した記憶が無く、生活状況、経済状況に特に変化はなかったとしていることから、3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2022

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年3月まで

昭和44年5月に転職した際、部屋探しに時間がかかったため、住所変更の手続が遅れた。その後、国民年金の加入手続をA市役所B出張所で行い、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納めることができるとの説明を受けた。保険料を同出張所で納め、年金手帳に領収印を押された。そのときは手持ちの金額だけ保険料を納め、再度未納分の保険料を納めた記憶がある。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入したとき、国民年金保険料を手持ちの金額だけ納めた後に、再度未納分を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年9月ごろに払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿から昭和45年度の保険料を45年12月に現年度納付していることが確認できる上、同時期には申立期間の保険料を過年度納付することが可能であることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、国民年金加入期間において申立期間以外は未納が無く、厚生年金保険との切替手続も適正に行われていることから、申立人の納付意識は高かったと認められ、加入当初の申立期間についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 2024

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年8月から41年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで

社会保険事務所に行って、申立期間の納付記録を照会したところ、申立期間が未納と言われたが、当時勤めていた理容室の主人が国民年金の加入手続をし、私が理容室を辞める昭和44年9月まで保険料を納付してくれたと思う。理容室を辞めてから私が納付した。いずれの期間も納付しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当時勤めていた理容室の主人が、保険料を納付してくれていたとしているところ、A市の被保険者名簿から申立期間直後の昭和41年4月以降の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人の手帳記号番号は昭和41年10月ころに払い出されたと推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、申立人の加入手続をし、保険料も納付した理容室の主人が、加入当初の8か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間②について、申立期間①直後の昭和41年4月から申立人が自身で国民年金保険料の納付を始めた44年9月ころまで申立期間②を除きすべて納付されていることから、申立期間②の3か月についても納

付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間に未納は無く、満額の年金額とするために任意加入するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年1月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和41年1月から同年4月までの標準報酬月額は2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から42年12月まで
② 昭和44年8月27日から46年3月まで

平成16年11月ころにA市のBに行き手続をしたところ、18か月足りないと言われ、あちらこちらと仕事を探し、やっとのことで前に働いていた株式会社Cで18か月使ってもらうことができた。それで、A市のB会館に行き手続をしたところ、まだ約2年半足りないと言われた。D社会保険事務所に行きいろいろ調べてもらった結果、担当してくれた方から第三者委員会に申立てするように言われ申立てをした。一度よく調べて、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和41年1月5日から同年5月21日までの期間については、社会保険事務所が保管するE株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人と同姓同名で生年月日（18年1月6日）が18年7月6日となっている被保険者記録が存在し、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっていることが確認できる。

当該記録は、申立期間の一部に当てはまるため、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、昭和41年1月から同年4月までの標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、2万8,000円とすることが妥当であ

る。

一方、申立期間①のうち、昭和42年2月15日から同年12月までの期間については、42年2月15日から43年5月15日までのF市及びG市の別の事業所での雇用保険の被保険者記録が確認でき、申立人も「別の建設会社で勤務した。」としていることから、この期間については、E株式会社に勤務していなかったと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和40年1月から41年1月4日までの期間、同年5月22日から42年2月14日までの期間（以下、「他の申立期間①」という。）及び申立期間②について、E株式会社は、既に解散し、当時の事業主も亡くなっている上、元役員は、当時の関係資料は保管されておらず厚生年金保険料の控除について不明であるとしている。

さらに、同僚等に照会したが、申立人が同社に勤務していたことは覚えているが、勤務していた期間までは覚えておらず、他の申立期間①及び申立期間②の勤務実態が確認できない。

加えて、他の申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

なお、雇用保険の被保険者記録により、E株式会社の離職日が昭和44年8月26日となっており、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の他の申立期間①及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として他の申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（2万8,000円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を2万8,000円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月1日から44年6月1日まで

A株式会社に勤務していたときの特定期間の標準報酬月額が大きく下がっている。当時の役員や同僚の名前は覚えているが、資料は何度かの転勤で散逸してしまっていて、手元にあるものしかない。会社は倒産しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有しているA株式会社の給与明細書から、申立人は、昭和43年1月及び同年2月に、申立人が主張する標準報酬月額（2万8,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は2万円になっているが、社会保険事務所が保管するA株式会社の事業所別被保険者名簿では、備考欄に「43年4月4日標準月額訂正」とあり、標準報酬月額の変せん欄の最初の月額2万円が2万8,000円に訂正されている。また、申立人と同じように事業所別被保険者名簿の備考欄に「43年4月4日標準月額訂正」と記載があり、標準報酬月額の変せん欄の最初の月額が訂正されている者は8人確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額（2万8,000円）に係る訂正を行わなかったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を2万8,000円と訂正する必要がある。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで

A社に平成4年5月31日まで勤務しており、提出した給与明細書とおり、同年6月末日に支給された給与から同年5月の保険料が控除されていたので、同年5月が厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した社会保険料控除証明書により、申立人は平成4年6月支給の給与から、同年5月分に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成4年5月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年4月の社会保険事務所の記録及び給与から控除されていた厚生年金保険料の額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成4年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後納

付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、
事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、昭和51年3月、同年4月及び同年8月を9万8,000円に、同年5月を10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から53年3月31日まで
社会保険事務所が決定したA所勤務時の標準報酬月額が手元の給料支払明細書と違っているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額の改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち、昭和51年3月、同年4月及び同年8月の記録を9万8,000円に、同年5月を10万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和50年3月から51年2月までの期間及び同年10月から52年2月までの期間は一致して

おり、51年3月から同年9月までの期間については一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和52年3月から53年3月までの期間について、事業主は申立期間当時の関係資料は保管していないとしており、申立人も育児休暇中で無給であったとしていることから判断すると、当該期間については申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人から提出があった給与明細書により、昭和50年3月から51年2月までの期間及び51年10月から52年2月までの期間については、厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額を照合したところ、両者が一致していること、昭和51年6月、同年7月及び同年9月については、欠勤控除により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成元年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月29日から同年5月1日まで
株式会社Aにおける資格喪失日は平成元年4月29日となっているが、同年5月1日まで継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している株式会社Aに係る平成元年4月の給与明細書により、申立人が同年4月末日まで株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aにおける平成元年3月の社会保険庁のオンライン記録及び同年4月の給与明細書から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散し、元事業主（故人）から事情を聴取することができない上、元役員も保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る株式会社Aにおける資格喪失日は、平成10年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成10年5月から同年8月までの標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から同年9月1日まで

平成10年5月から同年8月31日まで株式会社Aから株式会社Bに出向しましたが、その間給与は、株式会社Aから支給されていた。給料支払明細書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が、平成10年8月31日まで株式会社Aに継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、株式会社Aは、平成10年5月1日に適用事業所でなくなった旨の処理がされ、同日に申立人を含め12人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、同日に資格喪失した12人のうち、申立人を含め9人が、資格喪失日の4か月後の同年9月14日に、同年10月1日の定時決定（定時決定の処理日は同年8月27日）の取消処理をした上で、資格喪失の処理がされており、かつ、これらの訂正処理前の記録から、申立人が同社を退職した10年8月31日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、このような資格の喪失等の処理を社会保険事務所が行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である平成 10 年 9 月 1 日であると認められる。

また、平成 10 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人の株式会社 A における社会保険事務所の同年 4 月の記録から、34 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和41年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月10日から同年6月11日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社の資格喪失日が昭和41年5月10日、B社C工場での資格取得日が同年6月11日となっており、1か月の欠落があるが、実際はD工場からC工場への転勤であり、一貫して勤務している。事務処理の誤りと思われるので申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、雇用保険の被保険者記録及び申立人提出の永年勤続者名簿から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和41年5月10日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における社会保険庁の昭和41年6月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事実を確認できる資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 7 日から 32 年 4 月 30 日まで

私は、脱退手当金を受け取っていない。いつも友達に「私は、脱退手当金をもらっていない。」と自慢をしていた。親も「おまえは、もらわなくて良かったわね。」と言ってくれていた。年金を受け取るときに、脱退手当金を支給済みであると知らされて非常に驚いた。脱退手当金を請求した覚えは無く何かの間違いではないかと思う。よく調べて、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の昭和 26 年 8 月 1 日から 27 年 9 月 1 日まで勤務した事業所の 1 年 1 か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、申立期間のみを請求し、学校を卒業してすぐに勤務した申立期間直前の事業所での被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、株式会社A（現在は、株式会社B）のC支店における、申立期間のうち昭和33年11月16日から36年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が33年11月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、36年2月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和33年11月から35年4月までの標準報酬月額は1万4,000円、同年5月から同年9月までの標準報酬額は1万8,000円、同年10月から36年2月までの標準報酬額は2万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和36年2月1日から同年4月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同行C支店における資格喪失日に係る記録を36年4月10日に訂正し、36年2月から同年3月までの標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年11月15日から36年4月10日まで

私は、昭和27年8月に株式会社Aに入社し、38年5月に退職するまで、途中休職することなく継続して勤務してきました。同行のC支店に勤務した33年11月15日から36年4月10日までの期間の厚生年金保険の記録が欠落しているとのことですが、C支店では預金、出納事務等を担当していましたので、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和33年11月16日から36年2月1日までの期間については、社会保険事務所が保管する株式会社AのC支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が33年11月16日から36年2月1日までの期間は同行C支店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和33年11月から35年4月までは1万4,000円、同年5月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から36年1月までは2万円とすることが妥当である。

2 株式会社Aの行員名簿には、申立人が同行に入学し退職するまでの異動記録及び本給記録が中断することなく連続して記録されており、申立期間のうち、昭和36年2月1日から同年4月10日までの期間についても申立人が同行のC支店に勤務していることが確認できる。

また、株式会社AのC支店の当時の上司2名は、申立期間に申立人が正社員として継続して勤務していたと証言している。

さらに、申立人に支払われた退職金の算出の根拠となる勤続期間は、社会保険庁のオンライン記録による厚生年金保険加入期間に申立期間（昭和33年11月15日から36年4月10日まで）を加えた期間に一致していることから、申立人は昭和36年2月1日から同年4月10日までの期間について当該事業所に勤務していたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和36年2月から同年3月までの期間の標準報酬月額については、申立期間前後の標準報酬月額の記録から判断すると2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことか、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 55 年 2 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 55 年 1 月 31 日になっている。しかし、昭和 55 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳からも明らかなように、実際の同社の退職日は 55 年 1 月 31 日であり、翌日の同年 2 月 1 日が資格喪失日となるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び株式会社Aから提出のあった昭和 55 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、当該事業所に 55 年 1 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 12 月の社会保険事務所の記録により、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険の被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って届け出たと供述していることから、事業主が、昭和 55 年 1 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 55 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は

保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

Aに勤務していた昭和58年3月に内示があり、C社に同年4月1日付辞令（D勤務）で異動したが、Aの事務処理ミスで1か月の記録欠落となった。47年5月1日入社以降、空白なく勤務しており、申立期間を厚生年金被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所の回答及び同僚の証言から、申立人は、昭和58年3月31日から同年4月1日まで株式会社Aに継続して勤務し（58年4月1日に同社から株式会社C社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年2月の社会保険事務所の記録から34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和58年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を

履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を48年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年6月30日から同年7月1日まで
② 昭和49年12月26日から50年2月1日まで

A株式会社に継続して勤務していたにもかかわらず、合計3か月ほど厚生年金保険の記録が抜け落ちている。同社に入社してから退社まで連続して勤務しており、途中記録が抜け落ちていることは考えられない。申立期間①は、工場勤務から開発部として都内の事務所に勤務場所が変わっただけである。申立期間②は、開発部が独立子会社として、名称がB株式会社に変更っただけである。記録が抜け落ちている期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和46年6月1日からA株式会社に継続して勤務し(48年7月1日にC市にあるD工場からE区F地にある同社事務所へ異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立期間①前後の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が入院中のため回答が得られないものの、事業主が

資格喪失日を昭和 48 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人の雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は当該期間において B 株式会社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 50 年 2 月 1 日であることが確認できる。

さらに、当時、当該事務所に勤務していた複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日も申立人と同じ昭和 50 年 2 月 1 日であり、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったことを推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2003

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から63年2月まで

私は、常日頃から、まず税金等を納付し残金を生活費とするという考え方で生活しており、当時は、経済状態も良好で、申立期間の保険料を納付しなかったとは思えない。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時、経済的に困っていなかったのに未納とされているのは納得できないとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格が申立期間当初の昭和62年6月に第3号被保険者から第1号被保険者に資格変更された事実について、平成5年4月30日に記録追加されており、それより以前は申立期間が第3号被保険者であったことから、申立期間の保険料を納付したとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間に係る第3号被保険者から第1号被保険者への資格変更手続や保険料の納付に関する具体的な記憶は無いとしており、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2005

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から44年3月まで
昭和42年5月ころ、A区役所B出張所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、その後、毎月国民年金保険料を納付した。また、43年3月にC市に転居後、C市役所の窓口で国民健康保険の加入手続とともに国民年金の住所変更手続をし、国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初の昭和42年5月ころ、A区役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、43年3月にC市に転居後、C市役所で住所変更手続をし、各々の機関で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が国民年金への加入手続を行った形跡がみられないことから、申立人の国民年金への加入状況が不明であり、申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 55 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 55 年 10 月まで
申立期間の国民年金保険料は妻が納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付はその妻が行ったはずであると主張しているが、妻は、申立人の国民年金への加入手続、保険料の納付方法等についての記憶が明確ではない。

また、申立人は昭和 54 年 9 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、再取得する 55 年 11 月までの期間は、夫婦共に国民年金の強制加入被保険者となるが、国民年金手帳記号番号払出簿により、その妻の手帳記号番号は 55 年 10 月に払い出されていることが確認できるものの、申立人の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないことから、申立人の国民年金への加入状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで

昭和45年5月に結婚し、国民年金に加入していなかったため、同居していた義父が国民年金の加入手続をし、過去2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。義父はその後も継続して私の分も含め家族の保険料を納付しており、私だけ申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月に結婚した直後に、その義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、義父は既に他界しており、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月ころ払い出されており、払出時期からすると、申立期間の大部分は時効で保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2011（事案 244 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、60 年から 63 年までのうち 2 か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から 47 年 12 月まで
② 昭和 60 年から 63 年までのうち 2 か月

申立期間①については、納付した国民年金保険料は還付されたとのことであるが、還付金を受け取った記憶は無い。また、申立期間②については、A 区で商売をしていた昭和 60 年から 63 年までの間に、客から国民年金が強制加入であることを聞き、A 区役所の窓口に行き、夫と二人の 2 か月分の国民年金保険料を納付したので、未納であるのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和 60 年から 63 年までの間に区役所窓口に行き、申立人夫婦二人の 2 か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は保険料の納付時期、納付金額等を具体的に記憶しておらず、申立期間を特定することができないこと、申立期間②のうち、60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金に未加入であることから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 60 年から 63 年までの間に区役所窓口で夫婦二人の 2 か月分の国民年金保険料を納付したと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできな

い。

2 申立人は、申立期間①の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていないと主張しているが、申立期間①は厚生年金保険に加入している期間であることから、申立期間①の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳には還付対象期間、還付金額、還付決定日が明確に記載され、還付対象期間の保険料額と還付された金額が一致することから、この内容に不合理な点はなく、ほかに還付を疑わせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から46年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

結婚する際に夫から国民年金に加入するよう促されたので、婚姻した日に、夫婦一緒にA区役所B出張所に行って私の国民年金の加入手続をした。申立期間①の国民年金保険料は、それまでの未納分も含めてすぐに全額納付したと思う。申立期間②の保険料は、C区役所で住所変更手続をした後、まとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、婚姻した日に、夫婦一緒にA区役所B出張所に行って申立人の国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、申立人の夫が所持している国民年金手帳の変更後の住所欄に「C区D町 昭和46年1月10日変更」と記載されていること、除籍謄本により婚姻届は同年2月4日にC区に提出されたことが確認できることから、婚姻当時、申立人夫婦はC区に居住していたと推認され、A区で加入手続をしたとの主張とは相違する。
- 2 申立期間②について、申立人は、C区役所で国民年金の住所変更手続をした後、まとめて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳は昭和47年11月29日に発行されており、その前後において転居はしていないとしていることから、申立人は同年11月ころに国民年金の加入手続を行ったと考えられるが、申立人は過年度納付

を行った記憶が無いとしている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が所持している領収証書により、申立人は、昭和 48 年 1 月 8 日に 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人及びその夫は、当該現年度納付を申立期間に係る納付と誤認している可能性も否定できない。

- 3 さらに、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から 62 年 3 月まで

申立期間当時は学生だったため、母親が国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付してくれた。母親は、A 駅前にある B 市役所の出張所か、B 市役所本庁舎に納付に行ったはずであり、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時学生であったので、その母親が国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の母親は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期等の具体的な記憶が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 6 月ころ払い出されており、申立期間の一部は時効により納付できず、一部は過年度納付となるが、申立人の母親は過年度納付した記憶が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立人の兄弟も 20 歳から国民年金に加入したとしているが、その兄弟も 20 歳から国民年金に未加入となっている上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 57 年 9 月まで

昭和 51 年 5 月に結婚し、私が夫婦の国民年金保険料を納付していた。結婚後しばらくして、会社勤めをしていたが、退職後は再び国民年金に加入し、保険料を納めていた。申立期間について、夫は納付済みであるのに、私の保険料だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後、国民年金の加入手続をし、その夫の国民年金保険料とともに、申立期間の保険料を納付したとしているが、保険料の納付時期等の具体的な記憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間後の昭和 60 年 1 月 10 日に、その時点でさかのぼって過年度納付することができる申立期間直後の 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料については、申立人が納付したことを裏付ける事情を得るには至らなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2021

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

申立期間については、昭和44年4月にA市で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、納付書に現金を添えて、B銀行（現在は、C銀行）D支店で国民年金保険料を納めていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月に転居したA市で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、納付書に現金を添えて、B銀行D支店で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、A市では印紙検認方式で保険料を収納しており、金融機関で納付することはできない。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和47年4月3日に発行されたことが記載されており、申立人はこのころ加入手続を行ったことが推認される上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付した記憶は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年5月まで

A市に転入してすぐの昭和40年2月ごろに、A市役所から40年分の納付書が送られてきたので、当時のB銀行C支店で保険料を納めた。

1か月分200円を納めると窓口で領収証に判を押してくれた。41年も納付書が送られてきたので、同様に保険料を納めた。42年には年金手帳が送られてきたので、年金手帳を窓口を持って行き保険料を納めていた。申立期間について、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したとしているが、当時A市では印紙検認により保険料を収納しており、申立人が納付したとする金額も、申立期間のうち昭和40年1月から41年12月までの保険料額と異なっており、申立内容には不自然さがみられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年8月14日に払い出され、国民年金被保険者資格を同年6月3日にさかのぼって取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間であるため、制度上国民年金保険料を納付することができないことに加え、申立人は、国民年金の加入手続をした記憶が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 54 年 2 月まで

昭和 51 年 3 月に幼稚園勤務を辞め、同年 4 月ころ A 町役場で私が国民年金の加入手続をした。納付書が無かったので役場の窓口で保険料額を聞きながら支払いその都度預かり証をもらった。

「ねんきん特別便」が来て初めて未納期間があることを知ったが、当時の A 町役場の保険料収納方法に疑問があり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月ころ、A 町役場で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 54 年 4 月ころに払い出されており、この払出しの時点では申立期間の一部は時効により納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は納付書が無いまま役場の窓口で国民年金保険料額を聞きながら自分の分のみの保険料を納付し「国民年金保険料預かり証」を交付されたと申述するが、A 町役場では納付書によらずに窓口で保険料を収納することはなく「預かり証」も発行しなかったとしており、申立人の申述と符合しない。

さらに、申立人がその母と弟の国民年金保険料はその父が農協に納めていたとしていること、A 町では申立期間当時納入団体に国民年金保険料及び国民健康保険税の徴収を依頼し、納入団体が「預かり証」を発行して保険料等を徴収し、徴収した保険料等を農協に納付していたとしていること、申立人が提出した昭和 51 年度の「預かり証」には、二人分の国民年金保険料額と家族全員分の国民健康保険税額に相当する額が記載

されていることから、申立人が所持している預かり証は役場で交付されたものではなく、納入団体が保険料等を徴収した際に発行したものであると考えるのが相当である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 5 日から 44 年 1 月 31 日まで
有限会社Aには、親戚である専務のBさんに誘われ、レンズの仕事で良いと思い入社した。有限会社Aを辞めてすぐに有限会社Cに入社したので空白が無いはずである。

厚生年金保険料も給与から控除されていた記憶があり、子供が病気がちであったため、健康保険被保険者証を所持し、昭和 44 年 1 月まで使用していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、有限会社Aは既に解散し、当時の代表者も亡くなっていることから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る被保険者名簿において申立期間に同社で被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したが、申立期間の勤務実態について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、昭和 44 年 1 月まで健康保険被保険者証を使用していたとしているが、社会保険事務所が保管する厚生年金被保険者原票から、43 年 12 月 11 日に、当該事業所が健康保険被保険者証の滅失届を社会保険事務所に提出していることが確認できる。

加えて、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで
昭和 31 年 3 月に地元の高校を卒業して、同年 4 月に学校推薦で株式会社 A に入社した。社会保険庁の記録では 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることになっているが、31 年 4 月から間違いなく勤務しているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A 発行の「入社証明書」及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社 A では、申立期間当時の厚生年金保険に関する書類が保管されていないため不明としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の申立期間以前に厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚は、「入社してから資格を取得するまでに、一定期間経過後に厚生年金保険に加入している。」と供述している上、社会保険事務所の記録により同僚の厚生年金保険の資格取得日は入社日の 1 か月から 26 か月後であることが確認できる。以上のことから、事業主がある一定のルールをもって厚生年金保険に加入させていた状況がうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立期間内において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月ころから 31 年 7 月 31 日まで
昭和 30 年 5 月に、A 株式会社へ入社した。同社は 30 年 10 月 1 日に吸収合併により B 株式会社となるが、32 年 12 月 16 日に同社を退社するまで引き続き勤務していた。同様に勤務していた同僚の厚生年金保険被保険者記録との間に相違があることに納得できないので、調査のうえ、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 株式会社は既に廃業しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同僚にも照会したが、供述を得られなかった。

また、A 株式会社は昭和 30 年 10 月に B 株式会社と業務提携しており、社会保険事務所が保管する同社 C 所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は業務提携したのちの 31 年 8 月 1 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、B 株式会社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことを確認できる給与明細等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 36 年 4 月 1 日に A (現在は、B) に採用になった。本採用であったが C 組合に加入できるのは事務員からで、臨時補充員の間は厚生年金保険に加入したことを記憶しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであることから未加入というのは納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、A の人事記録により継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、D 県 E 地区の主要事業所における厚生年金保険の適用事業所の届出日は、昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日までと一致していないところ、A が厚生年金保険適用事業所となったのは、37 年 7 月 1 日からであり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、F 株式会社は、当時の社会保険に関する資料等は無いため、申立人の申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたとの事実は確認できないと回答している。

さらに、申立人が、申立期間における厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。申立期間は、同僚の紹介でA院に勤務していた。申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人がA院に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、事業主は交代しており、当時の経理担当者も既に退職し、連絡先が不明であることから、関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、厚生年金保険の適用について同僚にも照会したが、供述を得ることができなかった。さらに、申立人は、A院から健康保険被保険者証の交付を受けていたとしているが、申立期間において健康保険の被保険者と確認できる被保険者原票には申立人の被保険者記録は無く、かつ、健康保険被保険者番号の欠番は無いことから、健康保険の被保険者であったことは確認できない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても同病院における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年2月1日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、平成17年6月1日から18年9月1日までの期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年2月1日から同年6月1日まで
② 平成17年6月1日から18年9月1日まで

申立期間①については、平成16年8月1日からA株式会社B所に勤務し、6か月間の見習期間を経た後、17年2月1日から正社員となったが、健康保険や厚生年金保険に加入したのは17年6月1日からであり、入社時の雇用条件を守ってもらえなかったため、正社員となった17年2月1日から同年6月1日までの4か月間を被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、給料は毎月15日に最低保障の基本給15万円が支給され、20日には歩合給が支給されたが、基本給の15万円をベースにした計算方法で厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が控除され、歩合給に関しては控除対象金額から除外されたため、年金受給額が低額となってしまった。歩合給を加算した標準報酬月額の見直しを行い、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業主が提出した人事記録及び申立人から提出のあった給与支払明細書により、申立人がA株式会社B所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が所持するA株式会社の給与支払明細書によれ

ば、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていないことが確認でき、申立人も給与から厚生年金保険料が控除されたことは無いと供述している。

また、申立期間については、社会保険事務所の記録によると国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人から提出のあった給与支払明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は標準報酬月額を、歩合給を加算した額としてほしいと主張しているが、歩合給からは保険料は控除されていない上、社会保険事務所は、事業主から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」に基づき標準報酬月額を決定していることは明らかであり、その手続に瑕疵は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年夏ころから 37 年夏ころまで
昭和 35 年夏ころから 37 年夏ころまで、A 市 B 町の C 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市の C 社に勤務していたと主張しているが、同社は法務局の商業登記で確認することができない上、社会保険庁の記録でも、厚生年金保険の適用事業所としての確認ができない。

また、申立人の記憶している事業主及び同僚の所在を確認することができず、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、D 局に照会したが、E 県内に C 社は無いとしており、社団法人 F 協会も昭和 30 年代に同社の登録は無いとしている。

加えて、申立人は C 社での勤務形態をパートであるとしている上、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 33 年 2 月まで
昭和 31 年 4 月から 33 年 2 月まで、A本部に勤務していたものの、社会保険事務所で記録の確認をしたところ、当該期間が抜けていたの
で、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の勤務実態に関する申立人の具体的な説明により、申立人がA本部に勤務していたことはうかがわれるが、社会保険庁の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するB事務所（現在は、C事務所）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間における申立人の被保険者記録が無く、健康保険の整理番号に欠番が無いことが確認できる上、同事務所は、申立期間当時の厚生年金保険の関係資料は無いとしている。

また、D局は、同局が保管する従業員登録票に、申立期間において申立人の氏名は無いとしている。

さらに、E健康保険組合は、申立人が当組合に加入していたことが確認できる資料については、既に廃棄しているため、確認はできないとしている。

このほか、申立内容に係る同僚の供述も得られない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 32 年 1 月から同年 10 月まで

申立期間①についてはA株式会社B工場に、また申立期間②については同社C工場に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、記録が無いといわれたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA株式会社B工場に勤務していたと主張しているが、申立期間当時、同工場に勤務していた同僚の供述が得られなかった上、事業主も当時の関係書類を保管していないため確認できないと回答していることから、申立期間における勤務実態について確認できない。

また、申立人は、雇用形態について、はっきり記憶していないが、「臨時雇用であったかも知れない。」としている。

さらに、社会保険事務所に保管するA株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さはいかたがえない。

2 申立期間②について、申立人が所持するA株式会社C工場の落成記念式典参加の写真から、申立人が同工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は当時の関係書類を保管していないため確認できないと回答していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「雇用形態は臨時雇用であったかも知れない。」としている上、照会をした同僚のうち4人は、「臨時雇用は一定期間、厚生年金保険に加入できなかったと思われる。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番が無い上、申立人が記憶している同僚4人の被保険者記録も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月から28年10月まで

A株式会社の役員から同社で働くように勧められ、昭和26年6月から約2年以上トラックの助手として勤めていた。運転手は昼夜2交代であるのに対し、助手は1人で帰宅もできず、助手席で仮眠を取るような勤務であったため、嫌気がさして28年10月に退職した。

昭和26年10月に厚生年金被保険者資格を喪失した記録となっているが、このころに退職した記憶も無いし、冬場に車両整備した辛い思い出も残っている。待遇等が変わったことも無いことから、調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元役員の供述により、申立人がA株式会社で常勤の作業員として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚2人は既に亡くなっている上、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に同社で被保険者であることが確認できる同僚4人に申立人の厚生年金保険の適用について照会したが、供述を得ることができなかった。

また、事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管されていないため不明としており、当時の経理担当者も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月10日から30年11月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の未加入が判明した。A社B支社で校正業務に従事していたが、当時の同支社では給仕（事務補助員。以下同じ。）は20歳で停年となるため昭和27年9月に同支社を辞めたが、同年10月以降もアルバイトで勤務していた。その後、入社試験に合格して30年11月1日に厚生年金保険に再加入しているが、28年3月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した覚えがない。調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した人事記録及び同僚の供述により、申立人は申立期間にA社B支社の校閲課においてアルバイトで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が提出したA社B支社名簿によると、同支社の従業員は社員、見習生、試用、養成員、給仕、給仕試用、雇員、臨時雇員、アルバイト等に区分されていたが、事業主は、関係資料も無く当時のアルバイトの厚生年金保険の加入については不明であると回答している上、当該事業所に給仕で入社した申立人と同じ昭和7年生まれの同僚2人は、「20歳で給仕を停年となり、その後はアルバイトで勤務していたものの、給仕を停年となった時点で厚生年金保険被保険者資格を喪失した。」と供述している（その後、入社試験に合格して申立人と同じく30年11月1日に厚生年金保険に再加入している）。

また、社会保険事務所の記録により、申立人が提出した昭和28年1月1日付けA社B支社職員録にアルバイトとして登載されている16人の被保険者記録を見ると、同年1月1日時点で被保険者資格を取得している者

は申立人と製版部で働いていた1人の2人しかいないが、この製版部の同僚は、「28年にはアルバイトではなく臨時職員として勤務していた。」と供述している。

さらに、別の4人のアルバイトの同僚は、「当該事業所の要請で大学4年時又は高校3年時から働いていたが厚生年金保険に加入したのは、社会保険庁の記録のとおり、正式採用となった昭和28年4月又は同年5月からであった。」と供述しており、当時、当該事業所では、アルバイトの従業員は原則として厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 6 月 26 日まで
社会保険庁の記録によると、平成 2 年 10 月から 4 年 5 月までの標準報酬月額は 8 万円となっているが、誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表者を務めていた株式会社Aは、社会保険庁の記録により、平成 4 年 6 月 26 日に全喪しており、申立人及び取締役二人の平成 2 年及び 3 年に係る定時決定時の標準報酬月額が 4 年 7 月 31 日に遡及^{（遡及）}して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、顧問社会保険労務士が保管していた遅延理由書により申立人が代表取締役として標準報酬月額^{（標準報酬月額）}を遡及訂正することを認識していたことがうかがわれる。

このため、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上妥当ではなく、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 26 日から 55 年 8 月 31 日まで
昭和 53 年 5 月ころから 55 年 8 月ころまで株式会社A（現在は、株式会社B）のC店において、レジのアルバイトをしていたが、社会保険事務所で確認したところ、厚生年金保険被保険者であった期間が空白となっていた。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に株式会社AのC店に勤務していたと主張しているが、事業主は、申立期間当時の関係資料を保有しておらず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は、勤務形態について、「アルバイト、パートとしてレジの仕事をしていた。」としているが、事業主は、「アルバイト、パートとして勤務している者は、社会保険の対象外である。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間中は国民年金保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できる。

加えて、申立人は、当時の同僚の氏名等の記憶が曖昧であり、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から 37 年 9 月 15 日まで
社会保険庁の記録では、医療法人 A (現在は、B) に勤務していた申立期間が欠落している。昭和 36 年 3 月に上京し、公共職業安定所の紹介により住込みで A に勤務した。当時の同僚の名前も覚えており、37 年 1 月には市の成人式に出席している。申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月 1 日以降の期間については、申立人が医療法人 A に勤務していたことが確認できる。また、当時勤務していた複数の同僚の供述からも、勤務期間を特定することはできないが、勤務していた事実はうかがえる。

しかし、医療法人 A の運営を引き継いだ B では、申立期間当時の資料は無いとしている上、当時の経理担当者の所在も不明であることから、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できない。

また、申立人が記憶している同僚及び社会保険事務所が保管する医療法人 A の厚生年金保険被保険者名簿において同社で被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、医療法人 A の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間における健康保険の番号に欠番は無いことから、社会保険事務所の記載に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は申立期間について、事業主により厚生年金保険料を

給与から控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 23 日から 52 年 12 月 28 日まで
私は、昭和 52 年 12 月 28 日までは、株式会社Aに勤務していた。

厚生年金保険と健康保険は、加入していたようだが、記録が無いので申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び当時の同僚の供述により、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、「証拠は無いが一度、被保険者資格の喪失手続をしたものの、その後、被保険者資格の取得手続を行った。」と供述している。

また、事業主が提出した資料（昭和 52 年 8 月分の科目明細表）に記載されている厚生年金保険料の金額は、当時の被保険者数（男性 4 名、女性 4 名）の本人負担分保険料と一致しており、申立人の厚生年金保険料分が含まれていないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険の番号に欠番は無い上、昭和 49 年 12 月 23 日において申立人に係る健康保険証の返納及び被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 4 日から 49 年 4 月 1 日まで
取引先の紹介で、昭和 47 年 6 月に株式会社Aに入社し、50 年 12 月まで勤務した。厚生年金保険は 49 年 3 月まで加入していたが、同年 4 月からは会社の都合により厚生年金保険への加入の継続ができないとのことで、個人で国民年金に加入した。したがって、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和 47 年分、48 年分及び 49 年分の給与所得の源泉徴収票から、申立人は株式会社Aに勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和 47 年分及び 48 年分の給与所得の源泉徴収票では、社会保険料が控除されているものの、当該控除額は厚生年金保険料としては少額であることから、厚生年金保険の保険料とは考え難い。

また、昭和 49 年分の給与所得の源泉徴収票では、社会保険料の控除欄は空白となっている。

さらに、社会保険庁の記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない上、元事業主は「厚生年金保険の届出は行っていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 1 日から平成 3 年 3 月 30 日まで
社会保険庁の厚生年金保険記録から、株式会社Aの分だけが抜けている。当該事業所に勤務していたことは、当時の人事担当者や本部長が証言してくれると思う。調査の上、当該事業所に勤務していた期間を、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主や同僚の供述、雇用保険の被保険者記録、申立期間に係る源泉徴収票及び当時の名刺から、申立人は株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間に係る源泉徴収票において社会保険料等の控除がされているものの、当該控除額は厚生年金保険料としては少額であることから、厚生年金保険の保険料とは考え難い。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入について、事業主は、「厚生年金保険の届出等を行っていない」と供述している。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録により、申立期間中に国民年金に加入しており、国民年金保険料も全額納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 1 日から 61 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 3 月 1 日に A 株式会社に入社し、平成元年 5 月に退職するまで途中退社したことはなく継続して勤務していた。年金の記録では途中の昭和 59 年 8 月 1 日から 61 年 8 月 1 日までの 2 年間が漏れている。この期間は B 工場に勤務したように記憶している。この期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述により、申立人が申立期間において、A 株式会社勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人は、60 歳到達による老齢年金の請求をすることにより、昭和 59 年 4 月には在職中の年金支給の一部停止を受けることとなるが、申立期間においては老齢年金額の支給一部停止が解除され、老齢年金額の満額支給を受けていることから、申立期間について厚生年金の被保険者であったとは考え難い。

また、A 株式会社は、既に解散し、事業主も亡くなっており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月8日から29年5月30日まで
② 昭和32年2月16日から34年5月29日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA区のB株式会社(現在は、C株式会社)で当初は臨時工だったが、後に正社員として勤務し、申立期間②についてもD区のE株式会社で当初は臨時工だったが、後に正社員として勤務したので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がB株式会社の所在地や業務内容を記憶しており、申立人が同社に勤務していたことはいうかがえる。

しかしながら、事業主は、申立期間①当時の社員名簿や辞令簿等で、申立人の在籍を確認できないと回答している。

また、申立人が記憶する同僚の連絡先が確認できない上、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①に同社で被保険者であることが確認できる同僚に勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したが、供述を得ることができなかった。

さらに、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名が無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さはいうかがえない上、申立人が記憶する同僚も同名簿において氏名は無い。

2 申立期間②については、申立人が勤務していたとするE株式会社は、当時の資料が保管されていないため、申立人が申立期間において同社に勤務していたこと及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、申立人は同僚の姓のみしか記憶しておらず、同僚等の連絡先も記憶していないことから、社会保険事務所が保管するE株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②に同社で被保険者であることが確認できる同僚に勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したが、供述を得ることができなかった。

さらに、E株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名が無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さはいかたがえない。

3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
昭和 48 年 8 月 1 日に有限会社Aに入社し、有限会社A及び関連会社の有限会社Bの両社で勤務し両社から給与をもらった。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間当時、有限会社A及び有限会社Bに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、有限会社Aが適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 50 年 4 月 1 日であり、申立人並びに申立人が有限会社A及び有限会社Bで一緒に勤務していたとする同僚は、同年 4 月 1 日に有限会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する有限会社Bに係る事業所別被保険者名簿に申立人及び上記の同僚の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、有限会社Bでは、申立期間当時の厚生年金保険に係る関係資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の適用については不明であるとしている上、申立期間当時の事業主も既に亡くなっており、同僚からも申立人の同社における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないなど、関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月から 41 年 7 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 8 月まで
③ 昭和 51 年 5 月から 54 年 10 月まで
④ 昭和 55 年春ころから 57 年夏ころまで

申立期間①当時はA株式会社にて、申立期間②当時は株式会社Bにて、申立期間③当時は株式会社Cにて、申立期間④当時は株式会社Dにて勤務していた。厚生年金保険料が控除された事実を確認できる証拠書類等はないが、保険料を控除されていたことは間違いないので、各申立期間について被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社では、「保管している申立期間当時の被保険者資格の取得及び喪失に関する届出書の事業主控の中には申立人に係るものは無い。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の事業所別被保険者名簿において同社の被保険者であることが確認できる同僚に照会したが、勤務実態に関する供述を得ることができなかった。

さらに、A株式会社の申立期間①に係る事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録から株式会社Bという名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することはできない。

また、株式会社Bについては、法務局において商業登記も確認できない上、申立人は、当時の代表者を記憶していないことから、調査を行うことができず、申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 申立期間③について、同僚の供述により、申立人が株式会社Cに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、株式会社Cが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和54年12月1日であることが確認できる。

また、株式会社Cは既に解散し、法務局の商業登記において確認できた役員に照会したが、回答を得られなかった上、当時の同僚からも厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Cの事業所別被保険者名簿にも申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間③に係る国民年金保険料の納付記録が確認できる。

- 4 申立期間④について、元事業主の回答及び同僚の供述により、申立人が株式会社Dに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、元事業主は、「当時の厚生年金保険の資格取得及び喪失に係る届出書類に申立人の記録は無い。」と供述している上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Dの事業所別被保険者名簿にも申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立期間④に係る国民年金の被保険者記録（昭和57年6月までは保険料納付、57年7月から同年11月までは保険料申請免除期間）が確認できる。

- 5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 42 年 2 月 1 日まで
株式会社Aに昭和 41 年 2 月に入社後、43 年 7 月まで継続勤務していたが、社会保険事務所の記録では、42 年 2 月 1 日に資格取得となっている。保有する手帳には、同社の就職日が 41 年 2 月と記録されているので、当該期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の申立人に係る労働者名簿及び申立人提出の手帳により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、申立期間当時の厚生年金保険の関係資料が保管されていないため、申立人の厚生年金保険料の控除については不明であると供述しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっている上、同僚に対しても照会できず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 50 年 12 月 31 日まで
前の勤務先を退職後、A院に准看護師として勤務していた。常勤として勤務しており、パートタイマーとは聞いておらず、当然厚生年金保険にも加入しているものと思っていた。納得できないので当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳、同僚の供述等により、申立人が申立期間当時、A院に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A院が保管する申立人に係る昭和 49 年及び 50 年の所得税源泉徴収簿並びに 48 年 3 月から 49 年 12 月までの賃金台帳では社会保険料の控除を確認できない。

また、A院が保管する昭和 48 年 8 月 1 日及び 50 年 8 月 1 日現在の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書並びに 49 年 8 月及び 50 年 8 月の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知書でも申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 15 日から同年 8 月 21 日まで
申立期間はA株式会社に住み込みで働き、運転手の助手をしていた。
同社の本社はB区にあったが、私はC区にある同社の営業所で働いていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は法務局において商業登記が確認できず、社会保険事務所の記録から「A株式会社」という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認することもできない。

また、商号が類似するD株式会社（現在は、E株式会社）では、申立期間当時、同社の本社はF区にあり、同社の営業所がC区にあったか不明であり、当時の勤務実態を確認できる人事記録等の資料及び保険料控除を確認できる給与台帳等は保管していないとしている上、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

同じく、商号が類似するG株式会社（現在は、株式会社H）では、申立期間当時、C区に営業所はあったが、住み込みの従業員は雇用しておらず、同社が保管する厚生年金保険の加入者の台帳に申立人の氏名は無いとしており、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿を、申立期間について確認したが、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は、同僚の正確な氏名を記憶していないことから、同僚の調査を行うことができず、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案1130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月15日から39年9月1日まで
② 昭和39年9月1日から43年2月17日まで
③ 昭和44年1月4日から46年3月21日まで

社会保険庁の記録では、昭和46年8月20日に脱退手当金を受給したことになるが、46年9月に第二子を出産するなど、子育て等で多忙であり、外出もままならず、とうてい社会保険事務所に手続に行ける状況ではなかった。脱退手当金の請求や受領はしていないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和46年8月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 51 年 11 月 30 日まで
昭和 48 年 9 月ころにA株式会社に入社し、51 年 11 月ころまで勤めていたと思われるが、社会保険事務所で確認したところ、厚生年金保険被保険者であった期間が空白となっていた。上記申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の所在地や事業内容を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の、申立期間における雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、申立人は、当時の同僚の氏名等の記憶が曖昧であることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除の実態について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 4 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所からの連絡により、A 株式会社に勤務した期間のうち、平成 3 年 2 月から 4 年 1 月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた A 株式会社は、平成 4 年 1 月 31 日に全喪しているところ、申立人の標準報酬月額を 5 年 2 月 22 日付けで、3 年 2 月から 4 年 1 月までの間を 44 万円から 8 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社の社会保険の手続については、申立人が処理を行っていたという同僚や関係者の供述もあり、先の地位及び役割上の事情も勘案すると、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 14 年 5 月 1 日まで
平成 13 年 7 月から 14 年 4 月までの標準報酬月額が引き下げられている。

当該期間の給料はいつもと変わっていないので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与支給明細書における、厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録における申立人の標準報酬月額と一致していることから、事業主は申立期間について、申立人の給与から社会保険庁のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正等の不適正な事務処理は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月から 23 年 12 月まで
② 昭和 23 年 12 月から 25 年 12 月まで

社会保険事務所に照会したところ、昭和 21 年 1 月ころから 23 年 12 月ころまで A 工場に勤務していた期間及び 23 年 12 月ころから 25 年 12 月ころまで B 株式会社に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入となっていた。弟には A 工場での記録があり、妻には B 株式会社での記録があるので、両社が厚生年金保険の適用事業所であることは間違いないので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の供述及び当時の勤務実態に係る申立内容から申立人が A 工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 21 年 6 月 14 日であり、申立期間①の一部は適用事業所ではないことが確認できる上、社会保険事務所の記録により、申立期間①のうち昭和 22 年 5 月 1 日から 23 年 12 月ころまでの期間は、B 株式会社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、事業主は、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険の適用について不明としている上、同僚にも照会したが、関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する A 工場の被保険者名簿には申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は申立期間①について、事業主により厚生年金保険料

を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②については、社会保険事務所が保管するB株式会社の被保険者名簿で、申立人の氏名が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、元事業主は、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の適用について不明としている上、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、B株式会社の被保険者名簿において同社で被保険者であることが確認できる同僚も既に亡くなっているなど、調査を行うことができず、供述を得ることができない。

また、B株式会社の被保険者名簿では、申立人が昭和22年5月1日に被保険者資格を取得し、24年10月31日に喪失した以外に申立人の被保険者記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は申立期間②について、事業主により厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 9 年 1 月 24 日まで
申立期間の標準報酬月額が社会保険庁の記録では 36 万円から 9 万 8,000 円に訂正されているが経過と理由がわからない。減らされた理由がわかったら訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人が代表取締役を務めていた A 株式会社は、平成 9 年 1 月 24 日に全喪しているところ、申立人の標準報酬月額については、同年 1 月 27 日に、7 年 2 月から 8 年 12 月までの 23 か月間が 36 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。しかしながら、A 株式会社の社会保険の手続及び当該訂正手続については、申立人が処理を行っていたとしている。

また、関係者の供述では、事業の閉鎖手続については申立人が行ったとしていること、当該事業が実質的に申立人一人により運営されていたことなどから、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 25 日から 43 年 11 月 1 日まで
昭和 41 年 3 月 25 日から 43 年 11 月 1 日まで株式会社AのB工場で勤務していたが、社会保険庁の記録では加入記録が無いため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社AのB工場に住み込み勤務していたと主張するところ、社会保険庁の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、商業登記も確認できない。

一方、社会保険庁の記録によれば、株式会社A（本社）は昭和 39 年 12 月 26 日から 41 年 12 月 3 日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する株式会社Aの事業所別被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を新規に取得した者の中に、申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番も無い。

また、株式会社Aの事業所別被保険者名簿から被保険者であることが確認できる同僚のうち同社本社からB工場に異動した同僚4人の被保険者記録を確認したところ、転勤の時期は一致しないものの、2人は昭和 39 年 12 月 26 日に、2人は全喪時の 41 年 12 月 3 日に同社本社での被保険者資格を喪失し、その後の記録が無い。同様に、B工場に住み込み勤務していた同僚2人も被保険者記録を確認したところ、39 年 12 月 26 日に同社本社での被保険者資格を喪失し、その後の記録が無い。

さらに、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、

また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、同僚の供述から、申立てに係る事業所は、C社およびD社という名称で存在していた可能性も考えられることから、社会保険庁のオンライン記録上の類似する名称の適用事業所を検出し、当該被保険者名簿を確認したが、いずれの名簿からも申立期間における申立人の氏名は無かった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 50 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社入社時に研修等があったがその後は通常の勤務だった。健康保険・厚生年金保険料も毎月給与から天引きされており、定年退職時まで勤務地は B 地だった。途中休職をしたこともない。このことから申立期間について厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」は、いずれも社会保険事務所が保管する A 社 C 支社の厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係る A 社 C 支社の厚生年金保険被保険者原票を調査したものの、申立人が申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、健康保険番号の欠番等も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。A株式会社には昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 17 日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、供述の得られたほとんどの同僚は、入社後4か月から6か月又は2年から3年を経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、そのうちの3人は見習い期間があった旨を供述している。

また、当該事業所は既に全喪し、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。